

土佐清水市要保護準要保護児童生徒就学援助に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律等諸般の規定に準じ定めるものとし、以って、本市の義務教育の円滑な実施を行うことを目的とする。

(対象となる経費)

第2条 補助の対象となる経費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 学用品費・通学用品費
- (2) 新入学児童生徒学用品費等
- (3) 通学費（児童4 km以上、生徒6 km以上）
- (4) 修学旅行費及び校外活動費
- (5) 医療費（学校保健法施行令第7条に定める疾病）
- (6) 学校給食費

(給与の対象者)

第3条 土佐清水市の区域内に住所を有する児童生徒の保護者で次の各号に該当する者。

(1) 要保護者

生活保護法に規定する要保護者（ただし、学用品費、通学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費等の給与は除外。）

(2) 準要保護者

要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者で要保護及び準要保護児童生徒就学援助費にかかる事務処理要領について（昭和39・2・3文初財21文部省初中局長、体育局長通達）に基づき処理するものとする。なお、本市の規定は、次のとおりとする。

- (ア) 前年分の収入で児童生徒の属する世帯が市県民税非課税の世帯
- (イ) 前年分の収入で児童生徒の属する世帯が市県民税均等割のみの世帯
- (ウ) その他、教育委員会が特に要保護世帯に準ずると認めた世帯（この場合
にあってはそのつど教育委員会が定める。）

(補則)

第4条 給与の額については、国の改定に準じ行うものとする。

なお、この要綱に規定のない事項については、そのつど教育委員会が定める。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。